

長野県立高等学校学則（抄）

○成績評価，単位認定

成績評価，単位の認定は学習指導要領に基づいてこれを行う。

○懲戒

校長は教育上必要があると認めるときは，生徒に懲戒を行うことができる。

懲戒は訓戒，停学及び退学とする。

退学は次の各号の1に該当するものに限る。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- 3 正当の理由なくして出席常でない者。
- 4 学校の秩序を乱しその他生徒の本分に反した者。

本校の教育目標

私たちはこんな学校をめざしています。

“上農で、わたしと伊那谷をデザインする”

☆生命に学ぶ実践的な学びをとおして、

自分の人生を自らデザインしよう！

☆地域の方々と協働して地域の課題に取り組む探究的な活動をおとして、

活力ある伊那谷をデザインすることにチャレンジしよう！

わたしたち職員の考え、行動

- 生徒一人ひとりに心をこめて教育にあたろう。
- 生命に学ぶ実践的な学びをすすめて、豊かな人間性とグローバルな視点を持った生徒を育てよう。
- 基礎学力の充実と専門性の基礎・基本の修得、生徒の多様な進路を実現させよう。
- 地域社会と連携する機会を創りだそう。

校訓

勉学に徹し，授業並びにそのあらゆる教育活動を通じて，心身ともに発達した自己を磨くことに努め，常に科学的態度で物事を処理し，優れた農業営業のできる人となるよう，一生懸命に励もう。

生徒心得

I 校内

1 規則正しい生活を

- (1) 始業時刻前に登校し、放課後まで許可がない限り校内から出ない。
- (2) 授業中は学業に専念する。
- (3) 授業について実験・実習・実技その他の連絡は、各クラスの各教科係が行う。
- (4) 生徒は所定の期間を、当番に服さなければならない。
- (5) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引・休学の場合は、所定の届けを提出する。
- (6) 生徒または保護者の住所氏名が変更した場合は、1週間以内に届け出る。
- (7) 講演会その他の集会を行う場合は、事前に学校長の許可を得る。

2 学校施設、器具の取扱い

- (1) 校舎・校具は丁寧に取り扱う。
- (2) 公有物を取り扱う場合は、管理者に申し出て使用する。
- (3) 学校施設及び借用品を破損あるいは紛失したときは、管理者に申し出てその指示に従う。
- (4) 休日に登校し、校舎及び校具を使用する場合は、顧問の指示に従う。
- (5) 正規の時間外又は所定の下校時以後の学校使用は管理責任者の許可を得る。
- (6) 校内に掲示物を出す場合は、顧問を通じて係職員の許可を得る。

II 校外

1 校外生活は校内生活の延長であることを常に自覚し、学生らしい態度、正しい判断のもとに行動する。通学時は下記事項（(1)～(5)）を守って交通事故防止に努める。なお、詳細については交通安全規定に定める。

- (1) 通学の際は必ず身分証明書を所持し、社会的道徳、交通法令を守る。
- (2) バイク通学の際は許可願を提出し、バイク通学許可証の交付を受けてから通学する。
(電動キックボードでの通学は許可しない)
- (3) 通学に使用するバイクは50cc以下とする。
- (4) 自転車通学は届けを提出し、許可を得る。また、バイク通学に準じ交通法令を守り、できる限りヘルメットを着用して事故を起こさぬよう心掛ける。
- (5) 万一事故になってしまったら、警察と学校に届け出ること。
- (6) 下宿する者は所定の届けを提出し、許可を得る。
- (7) 学生にとって好ましくない場所（パチンコ店などの遊技場・酒類を扱う飲食店等）への立ち入りを厳禁する。

2 行事集会について

- (1) 外部の団体の主催する行事や集会に参加しようとするときは、事前に学校長の許可を得る。

(2) 学校代表として他地に赴く場合は、本校生徒としての自覚のもとに責任と誇りをもち、他の模範となるような行動をとる。

(3) 営利を目的とした興行を企画したり、参加することを禁止する。

Ⅲ 服 装

本校指定の服装規定を守り、頭髪も生徒らしく常に端正であること。詳細については校風委員会規定に定める。衣替えは校風委員会の指示に従う。

Ⅳ 礼 儀

1 品位を高めるよう心掛け、礼儀正しくする。

2 友人間の交際は、礼儀正しく健全明朗であるようにする。

3 外来者にも礼を失することがないように心掛ける。

Ⅴ 班及びクラブ活動

1 班及びクラブ活動は、自主的に自己の個性を伸ばすように心掛ける。

2 クラブ活動の時間は下記のように定める。学習活動についての総体的見地から、クラブ活動の時間は次の通りにする。

(1) 平日のクラブ活動

① 始業前 午前 7 時 50 分から午前 8 時 25 分までの間に限り当日の学習に支障のない範囲で活動してよい。

② 放課後 原則として放課 30 分後から開始し、顧問が必要と認め在校指導する場合、実施する。

(2) 土曜日・日曜日の活動

顧問が直接指導することを原則に活動する。

(3) 長期休業中の活動

① 次の時間は原則として活動しない。

(ア)8 月 13 日～16 日

(イ)年末年始休業中の 12 月 29 日～1 月 3 日

② 前記以外の休業中の活動は、休業に入る前に届けを出し許可を得て行う。この場合クラブ顧問が指導することを原則とするが、別に当番を定めて指導監督する場合もある。

(4) 期末テスト・中間テスト時の活動

① 原則としてテスト開始 1 週間前からテスト終了時まで活動を中止する。

② 公式戦などのため顧問が必要と認めた場合は、学習活動に支障をきたさない範囲で活動時間、内容を考慮して活動を許可する場合もある。

(5) その他

① 練習試合、校内研修会、各種委員会などは上記既定の範囲で計画し活動する。

② 公保健衛生に留意し式試合又はこれに準ずる活動は、この規則を適用しない。

3 団体活動に参加する場合は、事前に学級担任又はクラブ顧問に同行を依頼する。

4 班クラブ活動において宿泊する場合は、事前に保護者の承諾を得、学校長に届け出て許可を得る。

VI 保健

- 1 保健衛生に留意し、身体衣服を清潔にする。
- 2 健康診断の結果異常の場合は速やかに処置する。

VII アルバイト

- 1 アルバイトを希望する者は、所定の手続きを取った上で、許可証の交付を受けて行う。ただし、成績不振者や生活上問題のあるもの(校則違反、遅刻・欠席が多いなど)は許可しない。
- 2 アルバイトを許可する期間は、長期休業中(夏期、年末年始、春期)とする。それ以外の期間のアルバイトは禁止する。
- 3 午後7時以降のアルバイトは禁止する。
- 4 定期考査1週間前～考査期間中は禁止する。農場当番や、教科実習等を優先する。
- 5 次の職種は禁止する。
 - (1) アルコールを主に扱う接客業、風俗営業
 - (2) 災害など危険が伴うもの(ガソリンスタンド等)
 - (3) 泊まり込み及び深夜にわたるもの(旅館、民宿等)
 - (4) ホテルや旅館、ビル等の清掃業
 - (5) 事故発生時の補償のないもの
 - (6) バイクでの配達を伴うもの
 - (7) その他、高校生が従事する職種として不相当と判断されるもの
- 6 上記の規定に違反した場合、その他問題が発生した場合にはアルバイト許可を取り消すとともに、厳しく指導する。
 - ※ 特殊な事情がある場合については別途協議の上、長期休業中に加えて土・日・祝祭日に限って特別に許可する場合もある。
 - ※ 新聞配達・牛乳配達・選挙管理業務については、規定を守った上で手続きを取れば平日も含めて許可をする。

VIII スマホ・携帯電話・スマートウォッチ等通信機器について

スマートフォン等の通信機器は、必要なアイテムとなっている反面、長時間利用による生活・学習への悪影響、架空請求による被害、出会い系サイト、メール・掲示板によるイジメや嫌がらせ、カメラつきの携帯電話の犯罪など、多くの問題をかかえていることから、本校では下記のように取り扱うことになっています。

(1) 学校での使用について

① 学校でのスマホ使用の基本ルール

- ・朝の予鈴までにロッカーに入れ、SHRに出席する。
- ・昼休み(4時間目授業終了後から5時間目予鈴まで)以外の時間は出さない。

- ・放課後の SHR 終了後に、ロッカーから出し持ち帰る。
 - ② 朝 SHR～昼休み、昼休み～放課後の SHR の間の休憩時間に保持、使用を見つけた場合、担任が預かり、放課後まで返却しない。(複数回に及ぶ場合は、下記「授業中使用の違反」を適用する)
 - ③ 授業中使用の違反があった場合は、授業担当者が預かり、担任に連絡の上指導する。
 - ④ ゲーム機等高価な電子機器は学校に持ち込まないこと。違反があった場合はスマホ(携帯電話)指導に準ずる。
 - ⑤ 学校内の電源から充電することは盗電になるので、禁止する。
指示に違反した時は、担当者を通して担任が預かる等の指導を行う。
- (2) インターネット、SNS への情報発信について
- ① 自分や友人の個人情報(顔写真、氏名、住所、学校名、電話番号等)を他人に送信しない。
 - ② 人を傷つけたり、他人に迷惑をかけたような情報や表現を発信しない。誰かになりすまして情報を発信しない。他人の肖像権や著作権を侵害しない。誰に見られても良い内容以外は SNS には載せない。発信した内容については責任を持つ。
 - ③ 家庭では、学習を最優先し、長時間にわたる使用を避ける。
 - ④ 怪しいメールを開かない。架空請求等には絶対に応じない。
- (3) 被害にあった場合に注意すること
- ① まず、大人(保護者や先生)に相談する。
 - ② 被害にあった状況について証拠を保全する。(デジタルカメラ等で画面を撮影しておく。)
 - ③ 専門の機関(警察生活安全課、消費生活センター等)に相談する。
 - ④ 削除依頼(申請)等の措置をする。

IX いじめについて

本校の理念は、「上農で、わたしと伊那谷をデザインする」である。この理念のもとに、生命に学ぶ実践的な学びをとおして、①自分の人生を自らデザインできる生徒 ②地域の方々と協働して地域の課題に取り組む探究的な活動をとおして、活力ある伊那谷をデザインすることにチャレンジできる生徒の育成を行っている。本校では、生命から直接学ぶ学習を通して生命の尊さを実感させ、いじめは絶対に許さないという方針で指導する。

長期休業中の心得

長期休業中はわれわれ高校生にとって自主的な勉強と研究の場であり、良心錬磨の好機である。いたずらに過ごすことのないよう計画を立て、より豊かな教養と強健な身体を培う

よう努力しよう。

1 正しい生活のための一般的心構えについて

- (1) 「生徒心得」に従って自覚のある生活をし、本校生徒として恥ずべき行動をしない。校風委員会規定をしっかりと守ること。長期休業中もピアス・頭髮の加工は一切禁止する。
- (2) 外出の場合は、行き先、帰宅時間、用件を家人にあきらかにしておく。また、夜の外出はしないようにし、特に女子の一人歩きはやめる。場所・時間などを考え不慮の災いにあわぬよう行動する。
- (3) 原則として友人宅などへの外泊はしない。
- (4) 農場当番、教科実習などは責任をもって当たる。出席時数は単位認定にかかわるので止むを得ず欠席する場合には必ず連絡し無断欠席のないようにする。
- (5) アルバイトについては、別記規定を遵守のこと。
- (6) 遊技場（パチンコ店）、好ましくない飲食店等へ出入りしない。
- (7) 男女交際は健全明朗で、品位を損なうことのないようにする。
- (8) 家の手伝いを積極的にし、家族との会話を十分に作る。
- (9) クラス・クラブでのキャンプ視察旅行は1泊2日以内とし、費用は最小限にとどめる。

2 学習について

- (1) 自己の弱点を補う学習をするのは勿論であるが、別紙の学習計画により毎日の学習習慣を身につけるようにする。
- (2) 良書を読み教養を高める。
- (3) 調査、研究、趣味的活動をすることで視野を広める。
- (4) 先進農家の体験学習には積極的に臨むようにする。

3 交通安全について

交通事故防止のため、交通道德を守る。無免許運転、無許可免許取得などバイク・車に関するルール違反は絶対にしない。バイクの許可者も通学以外には絶対使用しない。自転車の利用についても、ヘルメットを着用し、危険な乗り方をしないようにする。

4 保健について

- (1) 生活のリズムを乱すことのないようにし、自律的、積極的な健康生活につとめる。
- (2) 検診で疾病異常の通知を受けた人は、この機会に治療する。

- 5 疾病や事故のあった場合は早急に学校又は担任に連絡をする。

交通安全規定

本校では過去に二輪車による交通事故によって尊い人命を失う事故がありました。

そこで、本校では人命尊重の精神のもとに、交通事故防止、バイクによる非行防止などを目的として三不運動を基本とした、次のような交通安全規定を作りました。

交通安全規定

1 自転車通学について

- (1) 自転車通学希望者は、担任に申し出た後、係の許可を得る。自宅から最寄りの駅、伊那北駅から学校など複数の自転車が必要になる場合には、それぞれに許可を得る。
- (2) 通学が許可された者は、自転車用ステッカーの交付を受け（有料）、自転車の所定の場所に貼付する。また、自転車保険に加入する。
- (3) 盗難防止のため、住所氏名を記入し、二重ロックをする。また、防犯登録もする。
- (4) 二人乗りや夜間の無灯火走行、整備不良車使用など安全にかかわる不正使用があった場合や、他人の自転車の無断借用などの行為があった場合は厳重に指導する。
- (5) 交通法規を守り、常に安全運転につとめる。（特に学校から伊那北駅までの歩道を自転車に乗って走行することは道路交通法によって禁止されている）
- (6) ヘッドホン・イヤホンで音楽等を聴きながらの運転はやめ、できる限りヘルメットを着用する。

2 バイク通学について

基本方針 三ない運動の精神を原則とする。

- ① バイクを買わない
- ② バイクに乗らない
- ③ 免許を取らない

(1) 特例として

ア 免許取得は通学に特別許可を認められた者のみとし、所定の手続きを取った上で2年次より許可する。

イ 取得できる免許は原付1種（原動機付自転車）に限る。

(2) バイク通学許可地域及び条件

【許可地域】（距離はすべて直線距離）

- ・辰野町・駒ヶ根市天竜川より東地区・中川村天竜川より東地区に居住する者で、JR飯田線の最寄り駅まで3km以上ある者。（自宅から最寄りのJR飯田線の駅まで許可）
- ・伊那市富県地区に居住する者で学校まで7km以上ある者。（自宅から学校まで許可）
- ・伊那市高遠町、長谷地区に居住する者。（自宅から学校まで許可）

【許可条件】許可された地域に居住し、下記の条件を満たす者。

- ・保護者が責任をもって指導、監督ができる者。
- ・高校生活（校則）ならびに学習上の問題がなく、学校で許可された者。
- ・日常的にクラブ活動を行って、帰宅が遅くなる者。

【特別許可】

・許可地域以外で交通事情が特殊な地域や特殊な事情（クラブ活動・危険が伴う地域等）がある場合については、個別に審議し、特別に許可することもある。

(3) 取得の手続き

ア 通学許可規定に照らし合わせ、1年次の夏休み以降担任と相談の上係に申し出て、学年会・生徒指導係・職員会の許可を得て長期休業中に受験をする。

イ 上伊那地域統一の申込み書の交付を受け、学校長の許可印を受け所轄署に受験申し込みをする。

ウ 受験後、その結果を、担任並びに係に報告し、通学許可の手続きをとって通学に使用する。

エ 免許が交付されたら、通学許可申請書を提出し、保護者同伴で学校にて通学許可証の交付を受ける。許可証の交付があるまではバイクの使用は禁止とする。

(4) バイクを使用する場合の遵守事項

ア 交通法規を守り、安全運転を行う。

イ 使用するバイクは排気量 50 cc以下で、学校に届け出たものとする。

ウ 交付されたステッカー（有料）をバイクの所定の位置に張り付ける。

エ 免許証とともに「通学許可証」を常に携帯する。

オ 車体の点検・整備を行う。バイクの改造をしない。

カ 通学以外にバイクを使用してはならない。

キ 許可証に記載されている区間以外の利用はしない。

ク 車両の貸し借りはしない。

ケ 学校主催の交通安全講習には、必ず出席する。

コ 十分な補償のついている任意保険に加入し、万一の場合に備える。

サ 学期ごとに渡される通知表の成績に、評定「1」がないこと。認定のめどが立つまで、通学許可を停止する。

※上記の事項に違反が見られた場合は、許可を取り消し、厳重に指導する。無免許運転および免許の無断取得についても厳重に指導する。

3 四輪免許の取得について

(1) 教習開始条件

以下に示す条件をすべて満たす者は所定の手続きを取った者から随時運転免許取得を許可する。

① 就職進学等の進路が内定し、四輪の免許の必要な者。

② 学業成績上問題のないもの。（1学期評定「1」がない者、農当の欠席がない者）

③ 生活指導上問題のない者。（バイク等の運転免許の無断取得がない者、無免許運転がない者、反省指導中でない者、無断欠席・遅刻のない者、その他、服装・頭髪・ピアス等校風委員会規定に違反のない者。

④ 授業料等の滞納のない者。

⑤ 4年生大学進学者は卒業式以降に取得する。

教習開始は3学年と生徒指導係が定める日（11月）以降とする。公安委員会の学科試験は卒業式以降に受験すること。

(2) 教習の中断について

次の場合は教習を中断する。

- ① 定期考査 1 週間前と定期考査期間中。
- ② 学業成績上問題になった者（2 学期以降評定「1」が付いた者）。
- ③ 生活指導上の問題を起こした者。

(3) その他

自動二輪の教習・免許の取得については卒業式以降とする。

4 徒歩通学について

徒歩通学の場合であっても、交通法令をしっかりと守り、交通安全に努める。特に右側通行を守り、歩道のある箇所は歩道を歩く。歩道の無い場所では 2 列以上になって歩かない。また、ヘッドホン・イヤホンで音楽等を聴きながらの歩行は、安全・防犯上好ましくない。

5 交通安全規定及び道路交通法違反者・事故者の指導について

- (1) 違反・事故を起こした者は必ず申し出る。
- (2) 重大な違反があった場合は厳しく指導する。

校風委員会規定

制服の機能性やデザインの進歩に伴い、平成 21 年度より新制服を導入することになった。導入にあたって、暑さや寒さなどの気象条件に合った服装を可能にすること、ある程度の個性を反映できる制服にするという趣旨を活かすために「身だしなみのきまり」を策定した。私たち上農生はこの趣旨を理解し、「TPO に応じた」服装で学校生活を送るよう努力していきたい。

身だしなみのきまり

I 制服

- 1 制服の着用については、以下の 3 期制とし、それぞれ決まりを定める。
 - ・ブレザー期（3～5 月，10～11 月）
 - ・夏服期（6～9 月）
 - ・私服可能期（12 月～2 月）

ただし、各時期の移行日については、気候等を考慮しながら委員会より連絡する。

- 2 学校で決められた日には、必ず指定の制服を着用することとする。
- 3 入学式と卒業式には、入学時に購入したネクタイ又はリボンをつけることとする。

〈男子〉

A ブレザー期

- 1 制服は、本校指定のブレザーとする。
- 2 ブレザーは加工せず、ボタン（前 3 個，袖 4 個）は本校指定のものとする。
- 3 スラックスは本校指定のものとし、加工は禁止する。
- 4 ブレザーの下は原則として本校指定の長袖シャツ（刺繍入り）とするが、ワイシャツ（白）の着用も可能とする。

- 5 長袖シャツ（刺繍入り）には本校指定のネクタイを締めることとするが、決められた日以外はノーネクタイも可能とする。この場合ワイシャツの第一ボタンまでは外してもよい。
- 6 体温調節のためにブレザーの下にカーディガン、ベスト（色は無地のベージュ・茶・紺・グレー・黒・白のみを許可する）を着用することは認められるが、ブレザーの裾と袖口から大きく出ないものに限る。パーカーについては、指定された場と授業中においては、ブレザーの下に着用することは禁止する。また、登下校時にジャージでの登下校や防寒着をブレザーの上に着用することは可能とする。

B 夏服期

- 1 本校指定の半袖シャツを着用することとする。ただし、肌寒いと思われる日には、ブレザー、長袖シャツ（刺繍入り）やサマーカーディガン、ベスト（色は無地のベージュ・茶・紺・グレー・黒・白のみを許可する）を着用してもよい。開襟シャツは禁止する。
- 2 スラックスは夏用のものを着用し、加工は禁止する。

C 私服可能期

- 1 玄関の12月～2月については、体調管理も考慮に入れて、私服の着用も可能とする。
- 2 私服の着用については、生徒会の「私服着用可宣言」を守り、制服と私服の混同は禁止する。
- 3 制服の着用についてはブレザー期の規定に準ずる。
- 4 スウェットでの登下校は禁止とする。

〈女子〉

A ブレザー期

- 1 制服は、本校指定のブレザーとする。
- 2 ブレザーは加工せず、ボタン（前3個、袖4個）は本校指定のものとする。
- 3 スカート（Jマーク刺繍のついたもの）またはスラックスは本校指定のものとし、加工は禁止する。
- 4 ブレザーの下は原則として本校指定の長袖シャツ（刺繍入り）とするが、ワイシャツ（白）の着用も可能とする。
- 5 長袖シャツ（刺繍入り）には本校指定のリボンを付けることとするが、決められた日以外はリボンをつけなくてもよい。この場合ワイシャツの第一ボタンまでは外してもよい。また、本校指定のネクタイ締めることも可能とする。
- 6 体温調節のためにブレザーの下にカーディガン、ベスト（色は無地のベージュ・茶・紺・グレー・黒・白のみを許可する）を着用することは認められるが、ブレザーの裾と袖口から大きく出ないものに限る。パーカーについては、指定された場と授業中においては、ブレザーの下に着用することは禁止する。また、登下校時にジャージでの登下校や防寒着をブレザーの上に着用することは可能とする。

B 夏服期

- 1 本校指定の半袖シャツを着用することとする。ただし、肌寒いと思われる日には、ブレ

ザー、長袖シャツ（刺繍入り）やサマーカーディガン、ベスト（色は無地のベージュ・茶・紺・グレー・黒・白のみを許可する）を着用してもよい。開襟シャツは禁止する。

2 スカートは本校指定の夏用のものまたはスラックスを着用し、加工は禁止する。

C 私服可能期

1 厳寒の12月～2月については、体調管理も考慮に入れて、私服の着用も可能とする。

2 制服の着用については、学校指定のスラックスの着用も可能とする。スカートをはく場合はブレザー期の規定に準ずるが、スカートの下にタイツ（黒またはベージュ）を着用してもよい。

3 私服の着用については、生徒会の「私服着用可宣言」を守り、制服と私服の混同は禁止する。

4 スウェットでの登下校は禁止とする。また歩行中に毛布を巻き付けることも禁止とする。

II 頭髪、アクセサリーについて

ピアス・ネックレス・指輪等のアクセサリーをすること、化粧をすること、頭髪にパーマ・染色・脱色等の加工を加えることは禁止する。

III 上履きについて

上履き・サンダルは校風委員会指定のものとし、入学時購入した色のものを3年間履くこと。また、体育館シューズは体育館のみで着用すること。校舎内での下履きは厳禁とする。